

## 碧南市

### 基礎情報

【人口】 71,346 人 【世帯】 26,477 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

### 【母子・父子世帯数】

母子・父子世帯数 2,252 世帯（母子世帯 1,878 世帯、父子世帯 374 世帯）（平成 27 年の国勢調査の結果より、一般世帯数のうち、20 歳未満世帯員のいる母子世帯および父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む））

※母子世帯：

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯。

※父子世帯：

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯。

### 概要

○ひとり親家庭から相談窓口寄せられる相談件数は増加傾向にある中で、養育に問題を抱える父母からの相談や子どもが精神的に不安定など、その様相が複雑化している相談も増加している。そこで、碧南市では、担当課だけでなく、全庁また市内の関係機関が連携して、ひとり親家庭を見守る体制を構築した。連携先は、保健センター、保育園、幼稚園、小・中学校等であり、守秘義務に注意しながら情報を共有し、支援を必要としている家庭へ声掛けを徹底している。必要があれば、連携先の職員とともに母子・父子自立支援員をはじめとする家庭児童相談員、家庭児童支援員が、直接家庭訪問するなどの活動を実施している。

○離婚前に取り決めを交わせず、離婚後の子どもの養育について問題を抱え相談窓口を訪れる父母からの相談が増加したため、明石市のパンフレットを参考にし、離婚前の父母に向けた子どもの養育に関する冊子を作成。離婚届を受理する担当部署である市民課に依頼して、離婚届を取りにきた父母に、冊子を配布している。

### 【体制】

碧南市では、福祉こども部こども課育成支援係が子育て支援と一体化してひとり親家庭への支援を担当している。担当業務は、児童手当、児童扶養手当の届の受付、虐待や DV に関する相談、ひとり親家庭を対象とした碧南市独自のすこやか手当関連業務等である。

こども課育成支援係では、4 名の一般職員（課長、課長補佐、担当 2 名）、臨時事務職員 1 名を配置している。専門の支援員としては非常勤特別職として、母子・父子自立支援員が 1 名（週 5 日勤務）、家庭児童相談員が 2 名（週 5 日勤務）、家庭児童支援員が 2 名（週 3 日勤務）を配置している。

母子・父子自立支援員は、10 年以上勤務しているベテランの女性職員である。家庭児童相談員は男性 2 名、家庭児童支援員は男女 1 名ずつ、いずれも校長等を経験した教員 OB・OG である。

課内での連携を深めるために、週に一回、母子・父子自立支援員と家庭児童相談員、家庭児童支援員同士が情報交換会を実施している。また月に一回担当者会議を開催しており、市教育委員会・保健センター・児童相談センターや警察等も参加して、情報共有等を行っている。

## (1) 庁内外の関係機関と密に連携を図りつつ必要に応じてひとり親家庭を訪問

### ①背景

ひとり親家庭からの相談窓口に寄せられる相談件数は増加傾向にある。また養育に問題を抱える父母からの相談、父母や子どもが精神的に不安定であるケースに関する相談等、相談内容やその背景も複雑化してきていることから、碧南市では、担当課だけでなく、全庁また市内の保健センターや市民病院が連携してひとり親家庭を見守る体制を構築してきた。

### ②連携先機関

こども課が連携している機関は以下のとおりである。

#### ○保健センター

妊娠中かつひとり親や未婚の特定妊婦で養育に不安を持つケースでは、保健師がこども課へ連絡、また保健師からこども課を紹介するよう協力を促している。

また、保健センターでは、発達に遅れのある子どもへの支援教室を開催しているため、教室開催時に家庭児童相談員が参加し、相談につなげる等連携を行っている。

保健師とは月に一度の会議により情報を共有し、場合によっては、母子・父子自立支援員が保健師に同行して訪問を行うこともある。

#### ○保育園等

ひとり親に限らず子育て全般の悩みを受け付けている市の事業「家庭児童相談室」に来訪したひとり親家庭のうち、子どもが気になるような場合には、その子どもが通う保育園等を母子・父子自立支援員と家庭児童相談員、家庭児童支援員のいずれかが訪ね、子どもの様子を確認するようにしている。

保育園等と各支援員は、日頃からコミュニケーションを密に取り連携を図っているため、保育園等での気付きがあれば各支援員へ連絡がある

その他に、市民病院からの情報提供もある。情報が得られた場合には、ソーシャルワーカー等と協力し、守秘義務に注意しながら必要な情報を共有し、支援を必要としている家庭へ声掛けをするよう徹底している。

### ③関係職員での家庭訪問

気になる家庭には、母子・父子自立支援員や家庭児童相談員、家庭児童支援員が、日頃からその様子について情報を共有し、適宜家庭訪問を行っている。家庭訪問の際は、訪問先の親と同性の支援員を含む2名体制で訪問している。

なお、訪問にあたっては、公用車を使用して迅速に行うことができる。母子・父子自立支援員や家庭児童相談員、家庭児童支援員の他に保健師等と一緒に訪問することもある。不在の場合でも、玄関先やベランダの様子、電気メーターが動いているか等で家庭の状況を推測するなどしている。

訪問記録は、特にデータベースとして関係者と共有してはいないが、気になる家庭に家庭訪問をしたり、長く相談に訪れていない家庭の近況等、気になることがあればその都度情報を共有したりしている。

## (2) 市内の他部署との連携と相談窓口の存在の周知

### ①背景と実施内容

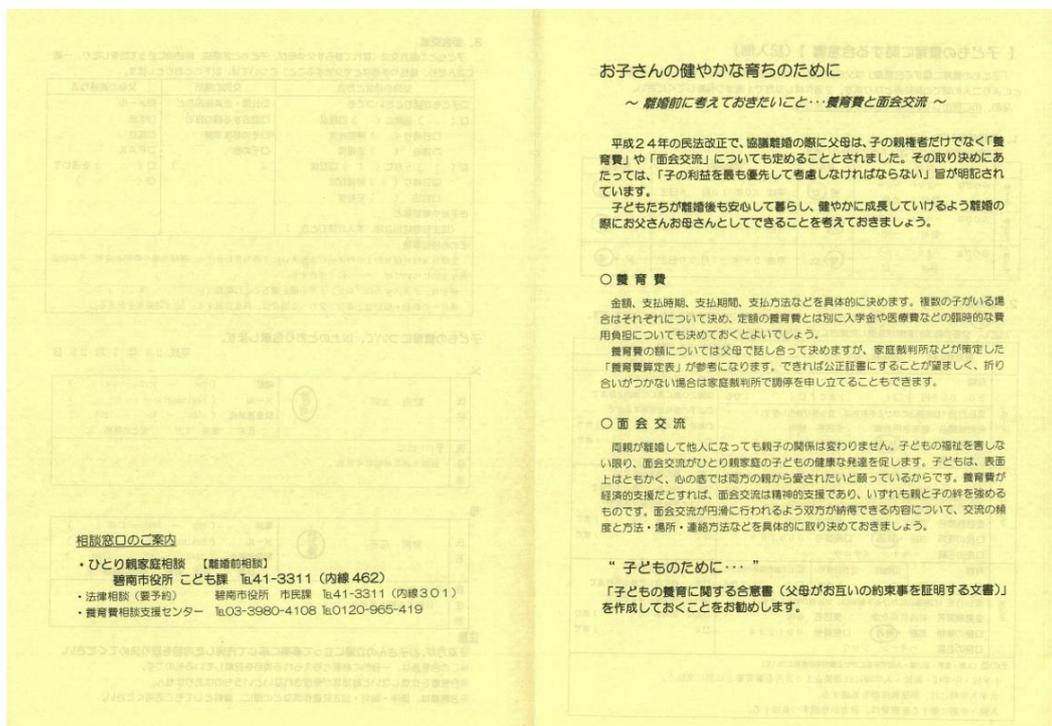
碧南市の相談窓口では、同居親から離婚後の非同居親からの養育費の不払い、非同居親から離婚後の面会交流の未実施等、昨今、離婚後の子どもの養育に関する相談が増加傾向にある。

そこで、離婚前に取り決めを交わせず、離婚後の子どもの養育について問題を抱えることがないように、明石市作成の養育費と面会交流に関するパンフレット等の資料を参考に、離婚前に考えておきたい養育費と面会交流に関する冊子を作成した。離婚届の配布と受理を担当している市民課に依頼して、離婚届を取りにきた父母に冊子の配布を行っている。

### ②冊子の内容

冊子には、子どもの健やかな成長のために養育費と面会交流の取り決めの必要性などを記載している。また、実際の面会交流の取り決め方についての簡単な説明も含んでいる。

### 離婚前に考えておきたい養育費と面会交流に関する冊子 (1/3)



## 離婚前に考えておきたい養育費と面会交流に関する冊子 (2/3)

### 【子どもの養育に関する合意書】(記入例)

「子どもの養育に関する合意書」は父母がお互いの約束事を証明する文書で、双方が署名することにより二人の間での契約書となります。2通作成し双方で1通ずつ保管してください。  
なお、市に提出していただくものではありません。

**1. 親権について**  
子どもの親権については以下のとおりとします。

氏名	性別	生年月日	親権者
あのがな へきなん みなみ 碧南 南成	男・女	平成10年10月4日生	父・母
あのがな へきなん いちろう 碧南 一郎	男・女	平成14年12月15日生	父・母
あのがな へきなん じろう 碧南 二郎	男・女	平成21年1月20日生	父・母

**2. 養育費について**  
〔父・母〕は〔父・母〕に対して、以下の条件で子どもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済的事象が変更した場合には、協議の上変更することとします。

養育費の種類	養育費の支払期間	いつから	いつまで
月額 30,000円	□毎月 □日まで □( )まで	□この取り決めの月から □( )から	□満 歳の誕生日まで □満 歳に達した後の3月まで □以下の学校を卒業するまで
支払方法 (口座振込にかかる手数料は、支払者が負担します。) 金融機関名 碧南信用金庫 支店名 碧南 口座の種類 当座 □普通 □口座番号 012345 口座の名義 ヘキナン イチロウ	□毎月 □日まで □この取り決めの月から □( )から	□この取り決めの月から □( )から	□満 歳の誕生日まで □満 歳に達した後の3月まで □以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □( )まで □( )まで
月額 30,000円	□毎月 □日まで □( )まで	□この取り決めの月から □( )から	□満 歳の誕生日まで □満 歳に達した後の3月まで □以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □( )まで □( )まで
支払方法 (口座振込にかかる手数料は、支払者が負担します。) 金融機関名 碧南信用金庫 支店名 碧南 口座の種類 当座 □普通 □口座番号 056789 口座の名義 ヘキナン イチロウ	□毎月 □日まで □この取り決めの月から □( )から	□この取り決めの月から □( )から	□満 歳の誕生日まで □満 歳に達した後の3月まで □以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □( )まで □( )まで
月額 30,000円	□毎月 □日まで □( )まで	□この取り決めの月から □( )から	□満 歳の誕生日まで □満 歳に達した後の3月まで □以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □( )まで □( )まで
支払方法 (口座振込にかかる手数料は、支払者が負担します。) 金融機関名 碧南信用金庫 支店名 碧南 口座の種類 当座 □普通 □口座番号 091234 口座の名義 ヘキナン ジロウ	□毎月 □日まで □この取り決めの月から □( )から	□この取り決めの月から □( )から	□満 歳の誕生日まで □満 歳に達した後の3月まで □以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □( )まで □( )まで

その他 (入学・進学・進学・入学金や制服にかかる費用等の負担について)  
小学校・中学校・高校・大学時には授業料10万円を養育費と別別に支払う。  
大学入学時には、別途負担額を協議する。  
入院・手術に関する医療費は、双方が半額ずつ負担する。

### 3. 面会交流

子どもの面会交流(離れて暮らす父や母が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること)については、以下のとおりとします。

交流の頻度と方法	交流の場所	父母の連絡方法
□子どもが呼びとぎいつでも □( )週間に( )回程度 □日帰り( )時間程度 □宿泊( )泊程度 □( )ヶ月に( )回程度 □日帰り( )時間程度 □宿泊( )泊程度	□公園・近隣施設など □面会する親の自宅 □その他協議 □その他 ( ) ( )を通じて □( )	□メール □手紙 □電話 □FAX □( )を通じて □( )
□手紙や電話など (誕生日等特殊な時、本人が呼びとぎ)		

その他特記事項  
土曜日は日曜日の10時に羽生公園入口で待ち合わせする。面会会場や時間の変更、その他必要な連絡については、メールにて連絡する。  
誕生日、クリスマスプレゼントや手紙を贈ることは問題ない。  
遠方への転居・転居など事情が変わった場合は、再度協議する。(必ず連絡を伝える。)

子どもの養育について、以上のとおり合意します。  
平成 28 年 3 月 28 日

父

氏名	碧南 太郎	電話	(090 - 1123 - 4567)
住所	〒447-0872 碧南市藤島神町4番地	メール	(bakinnan@ncc.ne.jp)
親	父	緊急連絡先	(0966 - 41 - 1234)
住	父	氏名	碧南 天夫 父との続柄 父

母

氏名	碧南 花子	電話	(090 - 7891 - 2345)
住所	〒447-0853 碧南市赤松2番地3	メール	(bakinnan@ncc.ne.jp)
親	母	緊急連絡先	(0966 - 42 - 6789)
住	母	氏名	碧南 晋吾 母との続柄 父

注意  
※双方が、お子さんの立場に立って事案に応じて充実した内容を取り決めてください。  
※この合意書は、一般的に必要と考えられる項目を記載しているものです。  
※合意書を作成しないことと離婚届が受理されないというものはありません。  
※合意書は、調停・裁判・公正証書作成などの際に、資料としてもご利用ください。

## 離婚前に考えておきたい養育費と面会交流に関する冊子 (3/3)

### 【子どもの養育に関する合意書】

「子どもの養育に関する合意書」は父母がお互いの約束事を証明する文書で、双方が署名することにより二人の間での契約書となります。2通作成し双方で1通ずつ保管してください。  
なお、市に提出していただくものではありません。

**1. 親権について**  
子どもの親権については以下のとおりとします。

氏名	性別	生年月日	親権者
あのがな	男・女	年 月 日生	父・母
あのがな	男・女	年 月 日生	父・母
あのがな	男・女	年 月 日生	父・母

**2. 養育費について**  
〔父・母〕は〔父・母〕に対して、以下の条件で子どもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済的事象が変更した場合には、協議の上変更することとします。

養育費の種類	養育費の支払期間	いつから	いつまで
月額 円	□毎月 □日まで □( )まで	□この取り決めの月から □( )から	□満 歳の誕生日まで □満 歳に達した後の3月まで □以下の学校を卒業するまで
支払方法 (口座振込にかかる手数料は、支払者が負担します。) 金融機関名 支店名 口座の種類 当座・普通 □口座番号 口座の名義	□毎月 □日まで □この取り決めの月から □( )から	□この取り決めの月から □( )から	□満 歳の誕生日まで □満 歳に達した後の3月まで □以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □( )まで □( )まで
月額 円	□毎月 □日まで □( )まで	□この取り決めの月から □( )から	□満 歳の誕生日まで □満 歳に達した後の3月まで □以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □( )まで □( )まで
支払方法 (口座振込にかかる手数料は、支払者が負担します。) 金融機関名 支店名 口座の種類 当座・普通 □口座番号 口座の名義	□毎月 □日まで □この取り決めの月から □( )から	□この取り決めの月から □( )から	□満 歳の誕生日まで □満 歳に達した後の3月まで □以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □( )まで □( )まで

その他 (入学・進学・進学・入学金や制服にかかる費用等の負担について)

### 3. 面会交流について

子どもの面会交流(離れて暮らす父や母が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること)については、以下のとおりとします。

交流の頻度と方法	交流の場所	父母の連絡方法
□子どもが呼びとぎいつでも □( )週間に( )回程度 □日帰り( )時間程度 □宿泊( )泊程度 □( )ヶ月に( )回程度 □日帰り( )時間程度 □宿泊( )泊程度	□公園・近隣施設など □面会する親の自宅 □その他協議 □その他 ( ) ( )を通じて □( )	□メール □手紙 □電話 □FAX □( )を通じて □( )
□手紙や電話など ( )		

その他特記事項

子どもの養育について、以上のとおり合意します。  
平成 年 月 日

父

氏名		電話	( - - )
住所		メール	( )
親		緊急連絡先	( - - )
住		氏名	父との続柄

母

氏名		電話	( - - )
住所		メール	( )
親		緊急連絡先	( - - )
住		氏名	母との続柄

注意  
※双方が、お子さんの立場に立って事案に応じて充実した内容を取り決めてください。  
※この合意書は、一般的に必要と考えられる項目を記載しているものです。  
※合意書を作成しないことと離婚届が受理されないというものはありません。  
※合意書は、調停・裁判・公正証書作成などの際に、資料としてもご利用ください。

出典) 碧南市資料

## ②市民課との連携

平成 28 年度から福祉こども部こども課は離婚届の配布・受理を担当している市民課に相談し、連携を進めている。具体的には、市民課が、離婚届を取りにきた父母に「子どもの養育に関する合意書」を含む離婚前の父母に向けた子どもの養育に関する冊子を渡し、内容については福祉こども部こども課へ問い合わせるよう紹介している。市民課窓口での負担を軽減し、役割を分担することで協力を図っている。

市民課では、離婚届の授受の際に、何か質問や問い合わせがあった場合は、福祉こども部こども課育成支援係が相談を受け付けている旨もあわせて周知している。

## ③成果と今後に向けて

市民課からの紹介もあり、ひとり親家庭の父母もしくは離婚前の父母からの子どもの養育に関する相談が徐々に増加している。また、離婚前に子どもの養育に関する情報を提供することで、離婚前の子どもの養育と面会等に関する取り決めが重要であることが認識され、合意書の認知度が向上している。

ひとり親家庭の父母もしくは離婚前の父母からの相談が徐々に増える中で、対応が困難なケースの相談も同時に増加している。対応が困難なケースについては、弁護士による市民相談窓口や法テラス・養育費相談支援センターの紹介等、必要な情報提供を行っている。

【参考】 市独自のひとり親家庭の手当「こどもすこやか手当」

碧南市では、他の手当に比べて要件にゆとりを持たせた市独自のひとり親家庭への手当として「こどもすこやか手当」を準備している。受給対象は父母、養育者としており、詳細は以下のとおり。

こどもすこやか手当の内容等

【ひとり親家庭の手当】

H28.8～

名称	児童扶養手当	愛知県遺児手当	こどもすこやか手当
実施機関	国	愛知県	碧南市
受給者	母・父・養育者	母・父・養育者	母・父・養育者
対象児童	18歳到達年度の末日までの児童または20歳未満で一定の障害のある児童	18歳到達年度の末日までの児童	18歳到達年度の末日までの児童
受給者の住所	日本国内 ※DV等の場合は、実際の居住地でも申請可	愛知県内 ※DV等の場合は、実際の居住地でも申請可	碧南市内
児童の住所	日本国内	愛知県内	碧南市内 ※場合によって市外でも受給資格あり
公的年金の受給あり	受給資格あり ※ただし支給停止となる場合あり	受給資格なし	受給資格あり
対象児童の施設入所	受給資格なし	受給資格なし	場合によって受給資格あり
手当の月額	全部支給 1人 42,330円 2人 52,330円 一部支給 1人 9,990円～42,320円 2人 14,990円～52,310円 ※3人目以降は1人増すごとに3,000円～6,000円加算	児童1人につき 1～3年目 4,350円 4～5年目 2,175円 ※支給期間は5年間 ※支給停止期間も支給期間に含まれる	児童1人につき 2,500円
所得制限	あり ※受給者、配偶者および扶養義務者(同居の親族)の前年の所得で判定 ※所得超過でも申請可能だが、毎年現況届が必要	あり ※受給者、配偶者および扶養義務者(同居の親族)の前年の所得で判定 ※所得超過でも申請可能だが、毎年現況届が必要	あり ※受給者の前年の所得で判定 ※所得超過でも新規申請可能だが、毎年現況届が必要
現況届	あり ※現況届未提出による時効あり	あり ※現況届未提出による時効あり	あり ※現況届未提出による時効あり
支給開始	申請した月の翌月	申請した月	申請した月の翌月
支給月	4月、8月、12月の原則11日	4月、8月、12月の原則25日	4月、8月、12月の原則25日

同居の親族は、住民票上で世帯分離していても所得制限の対象になります。

出典) 碧南市資料

以上